

令和4年度 集団指導講習会資料 (訪問介護編)

横須賀が大好き!



横須賀市民生局福祉こども部
指導監査課

目 次

1	条例の性格について	1
2	運営等の基準改正について	2
3	令和3年度介護報酬の改定について	2
4	職員の配置について	8
5	サービス提供責任者について	12
6	訪問介護計画について	18
7	記録の整備・保存について	20
8	訪問介護として算定できるサービス・できないサービス	22
9	介護報酬の算定における留意点について	24
10	加算・減算について	28
11	関係法令の遵守について	31
	【第1号訪問事業】	
12	令和3年度第1号訪問事業における単価改正	32
	【老人福祉法】	
13	老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」の各種届出について	32

※ 運営基準について

横須賀市の独自基準は、「指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第28号）の条項を「基準条例」として記載しています。

それ以外の基準は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）の条項を「省令」として記載しています。

実際の事業運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

条例は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常に基準に従い、適正な運営を行わなければなりません。

指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、

- ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
- ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
- ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものとされています。（③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示します。）

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること。）ができるものとされています。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとされています。

- ① 次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとされています。

2

運営等の基準改正について

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保について

省令の一部が改正され、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うように努めることされました。

○ 地域との連携等（省令第36条の2第2項（新設））

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

○ 地域等の連携等（解釈通知第3の1の3（29）（新設））

同条2項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問介護事業所が当該高齢者向け住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。

3

令和3年度介護報酬の改定について

1 基本報酬について

以下のとおり基本報酬が改定されました。

サービス種類	時間区分	改定前	改定後
身体介護中心型	20分未満	166単位	167単位
	20分以上30分未満	249単位	250単位
	30分以上1時間未満	395単位	396単位
	1時間以上	577単位	579単位
	1時間から30分増すごと	83単位	84単位
	引き続き生活援助を行った場合（20分から起算して25分増すごと）	66単位	67単位
生活援助中心型	20分以上45分未満	182単位	183単位
	45分以上	224単位	225単位
通院等乗降介助		98単位	99単位

2 認知症専門ケア加算の新設

(市への届出の要否：要)

介護サービスにおける認知症対応能力を向上させていく観点から、創設されました。

・加算区分

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日 （Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定はできません。

・算定要件

○認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ・事業所における利用者の総数のうち、「日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者」（以下「対象者」という。）の占める割合が1/2以上であること。
- ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- ・当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。

○認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。
- ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

◆ 留意点 ◆

日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護の必要とする認知症の者とは
日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Mに該当する利用者
認知症介護に係る専門的な研修とは
<ul style="list-style-type: none">・以下に規定する「認知症介護実践リーダー研修」 認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知） 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日老兄第0331007号厚生労働省計画課長通知）・認知症看護に係る適切な研修（令和3年介護報酬改定Q&A vol.4問29） 現時点では以下いずれかの研修である。 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。
認知症介護の指導に係る専門的な研修とは
<ul style="list-style-type: none">・以下に規定する「認知症介護指導者養成研修」 認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）

認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日老兄第0331007号厚生労働省計画課長通知）

・認知症看護に係る適切な研修（令和3年介護報酬改定Q&A vol.4問29）

現時点では以下いずれかの研修です。

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

ただし、③については認定証が発行されている者に限る。

認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議について

実施に当たっては、登録ヘルパーを含めて、全員が一同に会して開催する必要がなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差支えありません。

また、テレビ電話装置等を活用して行うこともできます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

<令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（令和3年3月29日）>

【問37】 認知症専門ケア加算の算定要件について、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上であることが求められているが、算定方法如何。

【答】 認知症専門ケア加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合については、届出日が属する月の前3月間の利用者数で算定することとし、利用者数は利用実人員数又は利用延人員数を用いる。例えば、以下の例の場合の前3月の平均は次のように計算する。

- ・なお、計算に当たって、
 - －（介護予防）訪問入浴介護の場合は、本加算は要支援者（要介護者）に関しても利用者数に含めること
 - － 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）（包括報酬）の場合は、利用実人員数（当該月に報酬を算定する利用者）を用いる（利用延人員数は用いない）ことに留意すること。

（（介護予防）訪問入浴介護の例）

	認知症高齢者の日常生活自立度	要介護度	利用実績（単位：日）		
			1月	2月	3月
利用者①	なし	要支援2	5	4	5
利用者②	I	要介護3	6	5	7
利用者③	IIa	要介護3	6	6	7
利用者④	IIIa	要介護4	7	8	8
利用者⑤	IIIa	要介護4	5	5	5
利用者⑥	IIIb	要介護4	8	9	7
利用者⑦	IIIb	要介護3	5	6	6
利用者⑧	IV	要介護4	8	7	7
利用者⑨	IV	要介護5	5	4	5
利用者⑩	M	要介護5	6	6	7
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計			44	45	45
合計（要支援者を含む）			61	60	64

① 利用実人員数による計算（要支援者を含む）

- ・利用者の総数＝10人（1月）＋10人（2月）＋10人（3月）＝30人
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数＝7人（1月）＋7人（2月）＋7人（3月）
＝21人

したがって、割合は $21人 \div 30人 \approx 70.0\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\geq 1/2$

②利用延人員数による計算（要支援者を含む）

- ・利用者の総数＝61人（1月）＋60人（2月）＋64人（3月）＝185人
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数＝44人（1月）＋45人（2月）＋45人（3月）＝134人

したがって、割合は $134人 \div 185人 \approx 72.4\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\geq 1/2$

・上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。

・なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度区分が変更になった場合は月末の認知症高齢者の日常生活自立度区分を用いて計算する。

【問38】 認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定するためには、当該加算（Ⅰ）の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。

【答】 必要ない。例えば加算の対象者が20名未満の場合、

- ・ 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者
- ・ 認知症看護に係る適切な研修を修了した者

のいずれかが1名配置されていれば、認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定することができる。

（研修修了者の人員配置例）

		加算対象者数			
		～19	20～29	30～39	…
必要な研修 修了者の 配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」	1	2	3	…
	認知症介護実践リーダー研修				
	認知症看護に係る適切な研修				
	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」	1	1	1	…
	認知症介護指導者養成研修				
認知症看護に係る適切な研修					

（注）認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

※ 平成21年4月改定関係Q&A（vol. 2）（平成21年4月17日）問40は削除する。

3 生活機能向上連携加算の見直し

○変更点

生活機能向上連携加算（Ⅱ）

- ・理学療法士等及びサービス提供責任者が居宅を訪問した後に行うカンファレンスは、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差支えありません。

4 2時間ルール

（P24ページ参照）

○変更点

- ・看取り期の利用者（医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと判断した者）に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルール運用を弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定が可能となりました。

5 通院等乗降介助の見直し

（P22ページ参照）

○変更点

- ・通院乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系・短期入所サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に算定することができます。

6 特定事業所加算の見直し

（市への届出の要否：要）

○変更点

- ・訪問介護の特定事業所加算について事業所を適切に評価する観点から、勤続年数が一定以上の職員の割合を要件とする新たな区分が設けられました。
- ・体制要件の会議の開催についてテレビ電話等装置等を活用して行うことができるようになりました。

	改定前	改定後
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の20%	特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の20%
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%	特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の10%
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の10%	特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の10%
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の5%	特定事業所加算（Ⅳ） 所定単位数の5%
		特定事業所加算（Ⅴ） 所定単位数の3%（新設）

○特定事業所加算（Ⅴ）

体制要件 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）と同様

人材要件 介護職員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

勤務年数要件

指定訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の占める割合が30%以上であること。勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、令和3年4月における勤続年数7年以上の者とは、令和3年3月31日時点で勤続年数が7年以上である者をいいます。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出します。

※加算（Ⅴ）は、加算（Ⅲ）（重度者対応要件による加算）との算定が可能ですが、（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）との併算定はできません。

4

職員の配置について

1 訪問介護員等

(1) 訪問介護員等の必要員数

- 訪問介護員等（サービス提供責任者を含む。）の必要員数は、常勤換算方法で2.5以上です。

※人員基準違反に対しては、厳正な指導を行い、指導に従わない場合は、指定の取消し等を検討します。

注意

従業者の退職等により、人員基準を満たさなくなることが明らかになった場合は、速やかに横須賀市に基準違反の状況及び改善へ向けての対応策を報告してください。

【 報告先 】

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 介護第2係

電話046-822-8393

- 訪問介護員等（サービス提供責任者を含む。）の必要員数は、必要最低限の員数です。事業所のサービス量等によっては基準以上の人員数が必要となる場合がありますので、サービス提供に支障がない十分な人員を確保するようにしてください。

- 訪問介護事業所が、総合事業における第1号訪問事業を、同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護を実施する場合の現行の基準に準じることになります。

◆ 常勤換算を行う際の注意点 ◆

○ 訪問介護員等の勤務時間に含むことができるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護事業所の訪問介護員としての勤務時間 ・ 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者としての勤務時間
× 訪問介護員等の勤務時間に含むことができないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護事業所等の管理者としての勤務時間 ・ 同一敷地内の他事業所の職員としての勤務時間 ・ 併設される入所施設の職員としての勤務時間 <p style="text-align: right;">等</p>
○ 勤務時間として扱うべき時間（指揮監督下にあり、当該時間の自由利用が訪問介護員等に保障されていないと認められる場合）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所、利用者宅の相互間の移動時間 ・ 急な需要等に対応するための事業所での待機時間 ・ 業務報告書等の作成時間 ・ 使用者の明示的な指示に基づいて行われる研修時間 <p style="text-align: right;">等</p>
× 勤務時間として扱うべきでない時間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等の自宅での待機時間 ・ 通勤時間 <p style="text-align: right;">等</p>

(2) 訪問介護員の資格要件

- 訪問介護員は、有資格者（＝研修の課程を修了し養成機関から研修修了証明書の交付を受けた者等）でなければなりません。

・介護福祉士 ・実務者研修課程修了者 ・初任者研修課程修了者
・「訪問介護員の具体的範囲について」（P10、P11）に該当する者

2 管理者

- 常勤であり、かつ、専ら当該訪問介護事業所の管理業務に従事するものとされています。

【 管理者の責務 】

- ① 従業者及び業務の一元的管理
- ② 従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令

ただし、管理業務に支障がないときは、以下の職務を兼務することができます。

- ① 当該事業所の訪問介護員等（サービス提供責任者含む。）としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

指導事例

- ① 訪問介護員等の職務について、併設の入所施設の職員としての勤務も常勤換算に含めており、結果として常勤換算方法で2.5を満たしていなかった。
- ② 管理者が同一敷地内にはない法人本部の業務を兼務していた。
- ③ 管理者が事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行っておらず、不適切なサービス提供が常態化していた。

訪問介護員の具体的範囲について

平成13年3月27日適用
 一部改正 平成17年4月 1日適用
 一部改正 平成18年6月20日適用
 一部改正 平成22年4月 1日適用
 一部改正 平成25年4月 1日適用
 一部改正 平成30年12月10日適用

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

神奈川県における訪問介護員の具体的範囲については、平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」及び平成12年3月1日付け老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」に基づき、次のとおりとします。

	資格・要件等	証明書等	研修等実施者(証明を所管する機関)	研修等の実施時期	旧課程相当級
1	介護職員初任者研修修了者	修了証明書	・都道府県 ・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成25年度～	
2	社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者	修了証明書	・厚生労働大臣の指定を受けた介護福祉士実務者養成施設	平成24年度～	1級
3	訪問介護員養成研修課程修了者(1級、2級)	修了証明書	・都道府県 ・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成12年度～平成24年度(平成24年度中に開講し平成25年度中に修了した研修も含む。)	該当する各研修課程
4	介護職員基礎研修課程修了者	修了証明書	・都道府県 ・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成18年10月～平成24年度(平成24年度中に開講し平成25年度中に修了した研修も含む。)	
5	ホームヘルパー養成研修修了者(1級、2級) (平成3年6月27日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」、平成7年7月31日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」)	修了証書	・都道府県 ・指定都市 ・都道府県、指定都市及び厚生省から指定を受けた養成研修事業者	平成3年度～平成11年度(平成11年度中に指定を受け平成12年度に実施した研修も含む。)	該当する各研修課程
6	家庭奉仕員講習会修了者(昭和62年6月26日付け厚生省通知「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」)	修了証書	・都道府県 ・指定都市	昭和62年度～平成2年度	1級
7	家庭奉仕員採用時研修修了者(昭和57年9月8日付け厚生省通知「家庭奉仕員の採用時研修について」)	修了証書等	・市町村 ・都道府県	昭和57年度～昭和61年度	1級

	資格・要件等	証明書等	研修等実施者(証明を所管する機関)	研修等の実施時期	旧課程相当級
8	昭和57年以前に県内で家庭奉仕員として活動していた者	家庭奉仕員として市町村で従事していた旨の証明書	・県内市町村	～昭和57年	2級
9	神奈川県立紅葉ヶ丘高等職業技術校、同小田原高等職業技術校及び横浜市中央職業訓練校の介護に関する訓練課の昭和57年度～平成3年度の修了者	修了証書	・各高等職業技術校等	昭和57年度～平成3年度	1級
10	看護師	免許状	・厚生労働省		1級
11	准看護師	免許状	・都道府県		1級
12	保健師	免許状	・厚生労働省		1級
13	居宅介護職員初任者研修修了者 (「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号))	修了証明書	・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成25年度～	
14	居宅介護従業者養成研修修了者(1級、2級) (「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)) (「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)) (「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号))	修了証明書	・都道府県 ・指定都市、中核市(平成17年度まで) ・都道府県、指定都市及び中核市の指定を受けた養成研修事業者 (中核市・指定都市指定は平成18年9月まで)	平成15年度～平成24年度(平成24年度中に開講し平成25年度中に修了した研修も含む。)	該当する各研修課程
15	障害者(児)ホームヘルパー養成研修修了者(1級、2級) (平成13年6月20日付け障発第263号厚生労働省通知「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」)	修了証明書	・都道府県 ・指定都市 ・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成13年度～平成14年度	該当する各研修課程
16	生活援助従事者研修修了者	修了証明書	・都道府県 ・都道府県の指定を受けた養成研修事業者	平成30年度～	

※ 訪問介護に従事する場合の証明書は、各資格、要件等に係る上記の証明書等を持って替えることができるものとします。

※ なお、介護福祉士も、「訪問介護」サービス及び「介護予防訪問介護」サービスを提供できる者にあたります。

※ 生活援助従事者研修修了者は、訪問介護の「生活援助中心型サービス」に従事する者にあたります。

【参考】神奈川県ホームページ

訪問介護員(ホームヘルパー)のページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/n7j/cnt/f3840/p11473.html>

5

サービス提供責任者について

1 配置要件について

(1) 必要員数について

- ① **常勤**の訪問介護員等のうち、**利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者**をサービス提供責任者としなければなりません。

・一定の条件を満たす場合（※参照）利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上の者になります。該当事業所については、40人を50人に読み替えてください。

- 利用者の数によるサービス提供責任者の配置要件については、指定訪問介護事業所ごとに最低限必要な員数として定められたものであり、1人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではありません。訪問介護計画の作成に係る業務量等の実態に応じて、それぞれの事業所に必要な員数を配置してください。

- ② 利用者の数は前3月の平均値を用います。

(暦月ごとの実利用者数の合算し、3で除して出します。)

【 サービス提供責任者の必要員数を算出するための利用者の数の計算方法 】

例：令和4年7月の場合

$$\frac{(\text{令和4年4月の実利用者数}) + (\text{令和4年5月の実利用者数}) + (\text{令和4年6月の実利用者数})}{3}$$

- ・ 通院等乗降介助のみを利用した利用者は、当該月においては0.1人として計算します。

- ③ サービス提供責任者は、常勤専従（訪問介護の管理者との兼務は可）でなければなりません。ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、非常勤のサービス提供責任者を配置し、常勤換算方法による配置ができます。

なお、非常勤のサービス提供責任者は、**常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者（常勤換算で0.5以上の者）**でなければなりません。

※ 一定の条件を満たす場合

利用者50人につき1人のサービス提供責任者を配置する場合には、以下の①～③を全て満たしている必要があります。

- ① 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置している。

- ② サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している。

「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1月あたり30時間以内である者です。

③ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている。

【③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合の例】

- ・ 訪問介護員のシフト管理について、業務支援ソフトなどを活用し、迅速に調整ができる。
- ・ 利用者情報（訪問介護計画や、サービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報を共有している。
- ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている場合等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題についてチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としている。

【必要員数の計算方法】

ア 配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上です。

イ 常勤換算方法とする事業所については、以下の員数以上の**常勤**のサービス提供責任者を配置することが必要です。

（ア）利用者の数が40人超200人以下の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上
（イ）利用者の数が200人超の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上

【例1：利用者の数が100人の場合】

$$100 \div 40 = \boxed{2.5}$$

→常勤換算方法としない配置の場合

⇒ 3人の常勤のサービス提供責任者が必要

→常勤換算方法により配置する場合

$$\Rightarrow 3 - 1 = 2$$

2人の常勤のサービス提供責任者と常勤換算0.5以上の非常勤のサービス提供責任者が必要

【例2：利用者の数が300人の場合】

$$300 \div 40 = \boxed{7.5}$$

→常勤換算方法としない配置の場合

⇒ 8人の常勤のサービス提供責任者が必要

→常勤換算方法により配置する場合

$$\Rightarrow 8 \times 2 \div 3 = 5.3$$

6人の常勤のサービス提供責任者と常勤換算1.5以上の非常勤のサービス提供責任者が必要

○常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
 (利用者40人につき1人配置とする場合)

利用者の数	通常置かなければならないサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
40人以下	1	1
40人超 80人以下	2	1
80人超 120人以下	3	2
120人超 160人以下	4	3
160人超 200人以下	5	4
200人超 240人以下	6	4
240人超 280人以下	7	5
280人超 320人以下	8	6
320人超 360人以下	9	6
360人超 400人以下	10	7
400人超 440人以下	11	8
440人超 480人以下	12	8
480人超 520人以下	13	9
520人超 560人以下	14	10
560人超 600人以下	15	10
600人超 640人以下	16	11

○常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
 (利用者50人につき1人配置とする場合)

利用者の数	通常置かなければならないサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
50人以下	3	3
50人超 100人以下	3	3
100人超 150人以下	3	3
150人超 200人以下	4	3
200人超 250人以下	5	4
250人超 300人以下	6	4
300人超 350人以下	7	5
350人超 400人以下	8	6
400人超 450人以下	9	6
450人超 500人以下	10	7
500人超 550人以下	11	8
550人超 600人以下	12	8
600人超 650人以下	13	9

(2) 兼務の範囲について

常勤のサービス提供責任者は業務に支障がない範囲に限り、兼務が可能です。

兼務できる業務	兼務できない業務
①当該訪問介護事業所の管理者 ②同一敷地内にあり、一体的に運営している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務 ③同一敷地内にあり、一体的に運営している障害者総合支援法の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護及び移動支援のサービス提供責任者 ※同行援護及び行動援護の指定を受ける場合は、それぞれのサービス提供責任者の資格要件を満たす必要があります。 ④同一敷地内にあり、一体的に運営している総合事業における第1号訪問事業の職務	<p style="text-align: center;"><u>左記以外の業務</u></p> <p>※ 同一敷地内・同一建物内の職務であっても、<u>左記以外の職務と兼務することはできません。</u></p>

注意

【 障害者総合支援法の居宅介護等と一体的に運営している場合 】

指定訪問介護事業所が障害者総合支援法における居宅介護等（居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護）の指定を受け、一体的に運営している場合のサービス提供責任者の配置は、次のいずれかの員数以上が必要です。

- ①当該事業所における訪問介護等及び居宅介護等（重度訪問介護については利用者数が10人以下の場合に限る。）の利用者数の合計40人ごとに1以上
- ②訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数の合計数以上

2 サービス提供責任者の責務について

管理者の責務とは別に、「サービス提供責任者の責務」（省令第28条第3項）が定められています。

(1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること

- ・ 居宅介護支援事業所等からサービス利用の依頼を受ける
- ・ 事業所の空き等、利用可能か確認をする
- ・ 居宅介護支援事業所等に利用の可否を報告する
- ・ 利用に係る契約をする、契約更新をする 等

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること

- ・ 事前のアセスメントと定期的なモニタリングにより利用者の状態像を把握し、同時にサービスに関する利用者の意向等を確認する
- ・ 担当の訪問介護員等から報告を受けて利用者の状況を把握し、訪問介護計画の変更等を検討する 等

(3) 居宅介護支援事業者等に対する情報提供

- ・ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供にあたって把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。

(4) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図ること

サービス担当者会議は、次の場合に介護支援専門員が主催して開催されます。

- ・ 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- ・ その他必要と認める場合

(5) 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること

- ・ 居宅サービス計画や訪問介護計画、指示書等を用いて、訪問介護員等に利用者情報を伝達し、援助内容を指示します。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること

- ・ 訪問介護員等からの聞き取りや定期的な訪問、サービス提供記録等から、訪問介護員等が訪問介護計画どおりにサービスを提供しているかを確認します。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること

- ・ 訪問介護員等の希望や力量に合わせて業務を担当させます。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること

- ・ 訪問介護員等に対して技術指導をするために、業務指導や新任訪問介護員等との同行訪問など、研修を行うことが責務として義務付けられています。（効果的に訪問介護員等を育成するために、研修計画を立て、定期的に研修を行うことが望ましいです。）
- ・ 研修を行った際は記録に残すようにしてください。

(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること

※ 複数のサービス提供責任者を配置する事業所においては、サービス提供責任者間で業務分担を行うことにより、(1)～(9)の業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が(1)～(9)の全てを行う必要はないとされています。

重要

サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的にとらえるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければなりません。

☆ 訪問介護計画の作成もサービス提供責任者の重要な業務です。（省令第24条） 詳細は、「6 訪問介護計画について」を参照してください。

指導事例

- ① 常勤換算0.5未満の者を非常勤のサービス提供責任者として配置していた。
- ② サービス提供責任者が交代したが、変更を届け出ていなかった。
- ③ 常勤のサービス提供責任者が道路運送法上の管理者を兼務していた。
- ④ 常勤のサービス提供責任者が併設されるサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの職務を兼務していた。
- ⑤ サービス提供責任者が訪問介護計画を作成していなかった。
- ⑥ サービス提供責任者が果たすべき業務を行っておらず、不適切なサービス提供が常態化していた。
- ⑦ サービス提供責任者が訪問介護員の資質向上のための研修、技術指導等を怠っていた。

6

訪問介護計画について

訪問介護計画の作成について

(1) 訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

① 基本取扱方針

- ・ 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。

② 具体的取扱方針

指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行ってください。

⇒ 指定訪問介護は、訪問介護計画に基づき、計画的に行われなければなりません。計画を作成せずに行った指定訪問介護については、介護報酬を算定できません。

(2) 訪問介護計画の作成について

- ##### ① サービス提供責任者は、
- 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければなりません。

【ポイント】

- ・ 訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、援助の方向性や目標を明確にする。
- ・ 訪問介護計画には、訪問介護としての目標を設定する。
- ・ 担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的内容、サービス提供項目ごとの標準的な所要時間、日程等を記載する。

- ##### ② 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければなりません。（同じ内容ではありません。）

- ##### ③ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。

- ##### ④ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければなりません。

- ##### ⑤ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行わなければなりません。

【ポイント】

- ・ 訪問介護計画の説明者の氏名等を記載する。
- ・ 利用者等が説明を受け、同意し、交付を受けたことが明確になるようにする。
- ・ 説明を受け同意し交付を受けたサインをもらうだけでなく、説明を行った日、同意を受けた日及び交付した日がわかるように記録する。

(3) 訪問介護計画に盛り込むべき事項

- ① 計画書の作成者名、作成年月日
- ② 利用者名、要介護度
- ③ 担当する訪問介護員等の氏名
- ④ 解決すべき課題
- ⑤ 援助目標（具体的に記載）
- ⑥ サービスの区分、内容（具体的に記載）、日程等、所要時間（標準的な時間）
- ⑦ 留意事項
- ⑧ 利用者家族への説明者名、説明・同意・交付日・同意者名、同意に関する署名欄

指導事例

- ① 訪問介護計画を作成していなかった。
- ② 担当する訪問介護員等の氏名を記載していなかった。
- ③ 適切なアセスメントを行わずに所要時間を設定し、計画を作成していた。
- ④ 作成した訪問介護計画について利用者の同意を得ていなかった。
- ⑤ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスや、居宅サービス計画と訪問介護計画の双方に位置付けられていないサービスを提供していた。
- ⑥ 訪問介護計画を変更せずに実施するサービス内容を変更していた。
- ⑦ 居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画を変更せずに従前の計画のままでサービス提供を行っていた。
- ⑧ 訪問介護計画を変更する際に、アセスメントを行っていなかった。
- ⑨ 具体的なサービス内容がわからない項目（その他必要な身体介護 等）を計画に位置付けていた。
- ⑩ 訪問介護計画に位置付けられたサービスのうち、当日行っていないサービスに係る標準的な時間を併せて算定していた。
- ⑪ 居宅サービス計画の目標をそのまま訪問介護計画の目標として記載していた。
- ⑫ 訪問介護計画に抽象的な目標を位置づけていた。
- ⑬ 提供するサービスに関わる内容について、アセスメントを行っていなかった。
- ⑭ 早朝・夜間・深夜加算を算定している利用者について、アセスメントから必要性が確認できなかった。
- ⑮ 訪問介護計画には、入浴とその所要時間しか位置づけられていないにもかかわらず、当日の体調により、清拭に変更し、実績で算定していた。（体調により異なる内容を提供する可能性がある場合には、あらかじめその場合についても所要時間と共に訪問介護計画に位置付けてください）
- ⑯ アセスメントにおいて「自立」と評価している項目についてサービス提供を行っていた。
- ⑰ 利用者の状況が変化しているにもかかわらず訪問介護計画の変更をしていなかった。

1 記録の整備について

(1) サービス提供の記録について

- 訪問介護を提供した際には、利用者やサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、以下の事項を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。
 - ① 訪問介護の提供日
 - ② 提供した訪問介護の内容
(例えば、身体介護、生活援助、通院等乗降介助の別や食事介助・入浴介助のような具体的なサービス内容等)
 - ③ 利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額
 - ④ その他必要な事項 (提供時間、サービスの区分 等)

有料老人ホーム等の施設に併設している事業所の場合は、施設のサービスとして提供した内容と、訪問介護サービスとして提供した内容との区分が明確にわかるように分けて記録してください。

- サービス事業者間の密接な連携等を図るため、以下の事項については記録を残すとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。
 - ① 訪問介護の提供日
 - ② 提供した具体的なサービス内容
 - ③ 利用者の心身の状況
 - ④ その他必要な事項

(2) その他の記録について

- サービス提供の記録の他にも、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければなりません。
- 加算を算定する場合は、各加算に係る記録を残してください。記録から要件及び実績が確認できない場合は、介護報酬の返還が必要となる場合があります。

2 記録の保存について

- 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

※「完結の日」とは … 契約終了、契約解除及び施設への入所等により利用者へのサービス提供が終了した日

注意

完結の日から5年間保存しなければならない記録

- ① 訪問介護計画
- ② 提供した個々のサービス提供の記録
- ③ 利用者が正当な理由なしに指定訪問介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、又は利用者が偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときに、事業者が市町村に行う通知に関する記録
- ④ 提供した訪問介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑤ 提供した訪問介護サービスに関する事故の状況及び事故に際し採った処置に関する記録
- ⑥ 会計に関する記録（保険給付の請求に関するものに限る。）

指導事例

- ① サービス提供記録を作成していなかった。
- ② サービス提供記録に実際の時刻ではなく、計画上の時刻を記載していた。
- ③ サービス提供記録に利用者の心身の状況をまったく記載していなかった。
- ④ サービス提供記録や訪問介護計画について、提供日から5年間で廃棄していた。
- ⑤ 併設の有料老人ホームのサービスとして実施したものと、訪問介護サービスとして実施したものと区別がされておらず、実際のサービス内容やサービス提供の時間等が確認できなかった。
- ⑥ サービス提供記録に実施したサービスのうち、一部の記録がもれており、実施したことが確認できなかった。

身体介護・生活援助・通院等乗降介助

(1) 身体介護・生活援助

- 身体介護・生活援助の区分については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）に示されていますが、訪問介護事業所の管理者やサービス提供責任者がこの区分を確認せず、誤った区分で報酬請求しているケースが見られます。

	サービスの定義	算定できないサービス
身体介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者の身体に直接接触して行う介助</u>及びこれを行うために必要となる準備、後片付け等の一連の行為 ・ <u>利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のために利用者と共に<u>行う自立支援・重度化防止のためのサービス</u></u> ・ その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス ・ 社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づいて行う、たんの吸引等の業務 	<p>左記に該当しない行為</p> <p>例：リハビリ介助、マッサージ、医行為、代筆・代読、利用者の見守り、理美容、趣味嗜好のための外出介助 等</p>
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>身体介護以外の訪問介護</u> ・ 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助 ・ 利用者が単身又は家族等が障害、疾病等の理由により、本人や家族等が家事を行うことが困難な場合に行われるもの ※利用者の家族等が障害や疾病でなくても、その他の事情により家事が困難な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老々介護により行うことが難しい家事がある ・ 介護疲れによる共倒れの可能性がある ・ 家族が仕事で不在のときに行わなくては日常生活に支障が出る など 	<p>①「直接本人の援助」に該当しない行為</p> <p>例：来客の対応、利用者以外の者に係る洗濯・調理・布団干し・掃除等、<u>家族等が行うことが適当であると判断される行為</u></p> <p>②「日常生活の援助」に該当しない行為</p> <p>例：草むしり、花木の水やり、ペットの世話、模様替え等、<u>訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為及び日常的に行われる家事の範囲を超える行為</u></p> <p>③本人不在時に行った行為</p>

※指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（平成12年11月16日老振第76号）を併せて参照してください。

(2) 通院等乗降介助

- 利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、片道につき算定します。

- 居宅サービス計画に位置付けられていない場合には、算定することはできません。
 - 常勤のサービス提供責任者は、道路運送法の事業の管理者を兼務することはできません。
 - 要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できます。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できません。
- ※ 通院等乗降介助を行うには、指定訪問介護事業者が道路運送法の許可等を取得し、市への事前の届出が必要です。

【 許可等の種類 】

- ① タクシー事業許可
- ② タクシー事業許可+訪問介護員による自家用自動車の有償運送許可
- ③ NPO法人等による自家用自動車の福祉有償運送登録

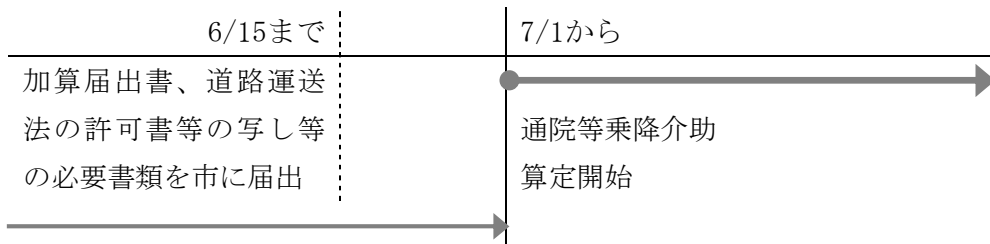
注意

②の場合、訪問介護事業所として①の許可を取得しているだけでなく、訪問介護事業所の訪問介護員等ごとに自家用自動車の有償運送許可を受けなければなりません。

注意

適正な届出が、毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から通院等乗降介助を含む加算等の算定を開始できます。

【例】7月1日から通院等乗降介助を算定したい場合



適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業所に対する周知期間

指導事例

- ① サービス内容は生活援助であったにもかかわらず、身体介護で報酬請求していた。
- ② 利用者の不在時にサービス提供を行い、介護報酬を算定していた。
- ③ 生活援助を位置付けるための「家族が行うことが困難な場合」の理由が確認できなかった。
- ④ 道路運送法上の許可を受けていない訪問介護員が通院等乗降介助を行い、報酬を請求していた。
- ⑤ 市へ届け出る前に通院等乗降介助の提供を開始していた。

1 所要時間の考え方

- 訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間とされ、訪問介護の報酬については、これにより算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が、いずれかの時間区分に該当するかをもって決定されます。
- 訪問介護の所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮しなければなりません。
- 所要時間20分未満の生活援助は、介護報酬を算定することはできません。
- 訪問介護事業所は、訪問介護員等に指定訪問介護を行った時間を記録させるとともに、上記の標準的な時間に比べて、その時間が著しく短時間となっている状態が続く場合は、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行ってください。

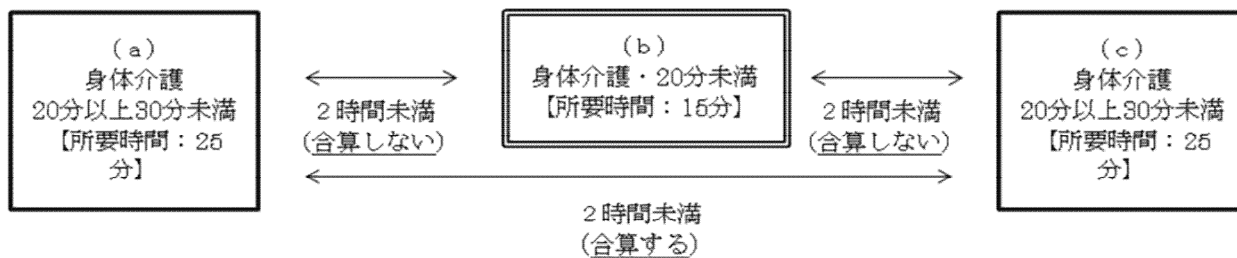
2 2時間ルール

- 訪問介護は、在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切でないとされています。したがって、前回提供した指定訪問介護から、概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとされています。
- この取扱いについては、緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと判断した者に訪問介護を提供する場合を除きます。また、要件を満たした頻回の訪問として提供する20分未満の身体介護（下記3参照のこと）については、前回提供した指定訪問介護から2時間未満の間隔で提供することが可能であり、この場合、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定できます。
- 複数の訪問介護事業者により指定訪問介護が提供されている場合でも、2時間未満の間隔で提供された指定訪問介護は合算して算定します。
- 通院等乗降介助には、2時間ルールは適用されません。

3 20分未満の身体介護

- 算定方法について
 頻回の訪問（前後の訪問介護との間隔が概ね2時間未満の訪問）で行う20分未満の身体介護を、前後2時間未満の訪問介護とサービスの所要時間を合算せずに、それぞれの所要時間に応じた単位数を算定しようとする場合（ケース1 ※P25掲載）については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定状況等が要件に大きく影響します。
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に関する指定の状況等について要件を満たしていない事業所が頻回の訪問による20分未満の身体介護を行う場合（ケース2 ※P25掲載）には、前後2時間未満の間隔で行われた訪問介護と所要時間を合算して算定することになります。

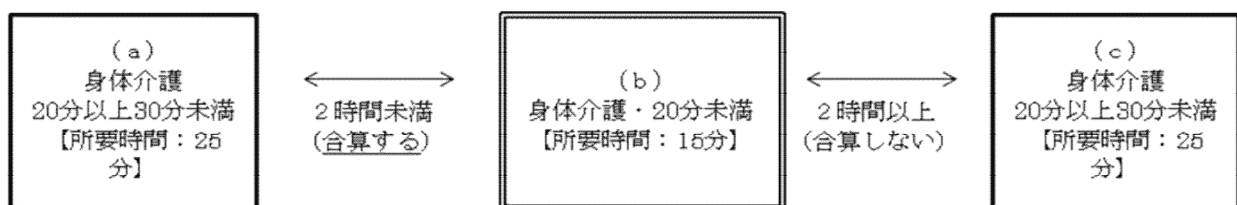
【ケース1】定期巡回・随時対応サービスに関する状況について、「指定を受けている」又は「整備計画がある」事業所の場合 (市への届出の要否：必要)



次の訪問介護費をそれぞれ算定

- ① 30分以上1時間未満 《 (a) + (c) = 所要時間50分 》・・・394単位
- ② 20分未満 《 (b) = 所要時間15分 》・・・165単位

【ケース2】定期巡回・随時対応サービスに関する状況について、「指定を受けていない」事業所の場合 (市への届出の要否：不要)



次の訪問介護費をそれぞれ算定

- ① 30分以上1時間未満 《 (a) + (b) = 所要時間40分 》・・・394単位
- ② 20分以上30分未満 《 (c) = 所要時間25分 》・・・248単位

【ケース1】で訪問介護費を算定しようとする場合は、以下①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

【利用対象者】

- ①要介護1から要介護2の者であって日常生活自立度ランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者及び要介護3から要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクB又はCの利用者
- ②当該利用者に係るサービス担当者会議が3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者。

【体制要件】

- ③常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制がある
- ④頻回の訪問により20分未満の身体介護中心型の単位を算定する指定訪問介護事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているもの又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受ける計画を策定しているものでなければならないこと（要介護1又は要介護2の利用者に対して提供する場合は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に運営しているものに限る。）。

- 頻回の訪問として提供する20分未満の身体介護を算定する場合は、当該サービス提供が「頻回の訪問」にあたるものであることについて、居宅サービス計画に明確に位置付けられている必要があります。

4 2人の訪問介護員によるサービス提供

- 同時に2人の訪問介護員等によるサービス提供は、利用者又はその家族の同意を得ている場合であって、次の場合に限られます。

- ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

※①～③に該当すると判断した理由を訪問介護計画等に記録してください。

- 例えば、2人の訪問介護員等が入浴介助を行い、その後、1人の訪問介護員等が生活援助を行う場合は、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合が小さく、該当するサービスコードが存在しないため、便宜上それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに所定単位数を算定します。

(例) 訪問介護員A 身体介護中心型(入浴介助の所要時間)を算定

訪問介護員B 身体介護中心型(入浴介助の所要時間)に生活援助を加算して算定

5 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けます。

例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護(身体介護中心の場合)、妻に50分の訪問介護(身体介護中心の場合)を提供した場合、夫、妻にそれぞれ396単位ずつ算定します。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜振り分けることとします。また、要介護者と要支援者がいる世帯において同一時間帯に訪問介護及び第1号訪問事業(指定事業者によるものに限る。)を利用した場合も同様に、訪問介護費の算定に当たっては、要介護者へのサービスに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付けます。生活援助についても、適宜所要時間を振り分けた上で、要介護者に係る訪問介護費を算定してください。

6 訪問介護サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護は、介護保険法上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できません。例えば、訪問介護の通所・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、(場合により)院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われますが、これは居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためであり、院内の移動等の介助などの居宅外のサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできません。

例えば、「居宅 → 病院 → 病院 → 居宅」のように、「目的地が複数ある場合でも、その必要性、合理的理由があり、目的地間も含めて居宅を介した一連のサービス行為として保険者が判断しうる場合については、通院・外出介助として取り扱うことができます。ただし、複数の目的地がいずれも通院・外出介助の目的地として適切であり、かつ居宅を起点・終点としていることが前提であり、「病院 → 病院」の部分のみを単独で請求することはできません。

指導事例

- ① 所要時間について、標準的な時間ではなく訪問介護員の力量により決定していた。
- ② 2人の訪問介護員によるサービス提供を行う利用者について、利用者又はその家族の同意を得たことが確認できず、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難と認められる理由も記録等から確認できなかった。
- ③ 「頻回の訪問」を行う事業所として届け出していない事業所において、前回のサービス提供から2時間空いていないにもかかわらず、所要時間を合算せずに報酬請求していた。
- ④ （外出介助の事例で）利用者が通院するための玄関から車両までの介助について報酬請求していた。
- ⑤ 個別のサービスを行うために必要な時間を明確にし、その合計を当該日時の所要時間とするのではなく、当該日時の所要時間を決めてから、個別のサービスを行う時間を決めていた。
- ⑥ 訪問介護計画に位置付けた内容に対応する報酬区分を誤ったまま請求していた。

1 特定事業所加算

【体制要件の主な留意点】

- ① 全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること。また、当該計画には、サービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定め、実施すること。
 - ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議（テレビ電話装置の活用可）を、概ね1月に1回以上開催し、全ての訪問介護員等が参加すること。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならないこと。
 - ③ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項等を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。
 - ④ 全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施すること。ただし、事業者の実施する健康診断を訪問介護員等の都合により受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用について本人負担にしても差し支えない。
 - ⑤ 事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うこと。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りること。
- 常に算定要件を満たしている必要があります。要件に該当しないことが判明した時点で加算取下げ又は加算区分の変更の届出をしなければなりません。要件に該当しない場合は、翌月から加算を算定することはできません。また、加算区分に変更がなくても、人材要件に変更が生じた場合は、届出が必要となります。
- 加算を算定する場合は、事前に全ての利用者に対して十分な説明を行い、同意を得なければなりません。特定の利用者のみ加算を行わない、という取扱いはできません。

<平成21年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）（平成21年4月17日）>

- 【問12】 特定事業所加算の人材要件のうちの訪問介護員等において、指定訪問介護事業所が障害者自立支援法における指定居宅介護等を併せて行っている場合の取扱いについて
- 【答】 人材要件のうち訪問介護員等要件における職員の割合の算出にあたっては、介護保険法におけるサービスに従事した時間により算出された常勤換算の結果を用いるものとする。したがって、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）における指定居宅介護等に従事した時間は含めない。（※Q&A発出時の文言のまま掲載）

【問13】 特定事業所加算の体制要件として、サービス提供責任者が訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることとされているが、毎回のサービスごとに行わなければならないのか。

【答】 サービス提供責任者は、サービス提供前に訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、事後に訪問介護員等からの報告を適宜受けることとしているが、下図AからCまで(※)に示す場合については、サービス提供責任者が文書等による事前の指示を一括で行い、サービス提供後の報告を適宜まとめて受けることも可能である。
(※下図は省略)

指導事例

- ① 派遣職員に対して健康診断を実施していなかった。
- ② 訪問介護員に対し個別のカンファレンスを行うのみで、全員が参加する月1回の会議を開催していなかった。
- ③ 特定事業所加算の算定要件を満たさなくなったが、加算を算定しなければよいと誤解し、加算の取下げの届出を行っていなかった。
- ④ サービス提供責任者から訪問介護員への文書等による留意事項の伝達及び訪問介護員からサービス提供責任者へのサービス提供後の報告が記録上確認できなかった。
- ⑤ サービス提供責任者が担当する訪問介護員から報告を受けたことが確認できなかった。

2 初回加算

- 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定できます。
- 利用者が過去2月に当該訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されます。

指導事例

- ・ サービス提供責任者の同行訪問が記録から確認できなかった。

3 緊急時訪問介護加算

- 利用者やその家族等の要請により、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、居宅サービス計画において計画されていないサービス提供日時に、訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合に加算します。
- 算定時の所要時間については、利用者又はその家族等からの要請内容から想定される具体的なサービスにかかる標準的な時間を介護支援専門員が判断します。

- 緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護を提供した場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象であること等を記録に残すとともに訪問介護計画は、必要な修正を行ってください。

訪問介護計画の必要な修正とは

- ① 当該緊急時訪問介護のサービス提供内容に即した訪問介護計画を作成し、利用者の同意を得る。
- ② すでに作成交付している訪問介護計画に、当該緊急時訪問介護のサービス提供内容を追記し利用者の同意を得る。

※いずれの場合も当該緊急時訪問介護の提供後に必要となる修正を行い、利用者に説明のうえ、同意を受け、交付することで差し支えありませんが、**介護支援専門員が必要があると認めた場合に算定されるもの**であるため、必要となる連携を適切に行ってください。

- 緊急ではなく単なる計画変更と考えられるケースは算定できません。

指導事例

- ① 利用者やその家族からの要請に関する記録がなかった。
- ② 当初の計画で位置づけられているヘルパー訪問時に、利用者の容態が急変し、緊急対応を行った場合に緊急時訪問介護加算を算定していた。
- ③ 訪問介護計画の必要な修正を行っていなかった。

4 集合住宅等に居住する利用者に対する減算（市への届出の要否：不要）	
対象建物	全ての建物
減算内容	10%減算 同一敷地内建物等（※）に1月当たりの利用者が50人未満居住する場合の当該利用者 ----- 同一建物に1月当たりの利用者が20人以上居住する場合の当該利用者
	15%減算 同一敷地内建物等（※）に1月当たりの利用者が50人以上居住する場合の当該利用者
区分支給限度基準額計算	減算適用前の単位数

※ 同一敷地内建物等…指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物

◆減算対象となる事例

- ・訪問介護事業所と同一建物にある一般住宅の場合
- ・訪問介護事業所と同一建物にある利用者50人以上の一般住宅の場合（15%減算）
- ・訪問介護事業所と有料老人ホームが隣接する敷地に併設してある場合
- ・訪問介護事業所とサ高住が幅員の狭い道路を隔てた敷地に併設してある場合
- ・訪問介護事業所の利用者が20人以上いる一般住宅の場合

◆減算対象とはならない事例

- ・訪問介護事業所と同一敷地内に利用者が居住する建物があるが、広大な敷地に建物が点在しており、位置関係による効率的なサービス提供が出来ない場合（URなどの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の場合）
- ・訪問介護事業所と利用者が居住する建物が、横断に迂回が必要な程度の幅員の広い道路に隔てられている場合
- ・訪問介護事業所と隣接しない同一敷地内に利用者が居住する複数の建物がある場合、各建物の利用者数の合計は20人を超えるが、建物それぞれの利用者数は20人に満たない場合。
（利用者数の合算をしない。）

1 1

関係法令の遵守について

1 道路関係法令の遵守について

- 通院等乗降介助を行うには、「8 訪問介護として算定できるサービス・できないサービス」（P22）を参照してください。
- 駐車禁止除外指定車であっても、次のような駐車はできません。
 - （1）駐停車禁止場所の駐車（道路交通法）
 - （2）法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法）
 - （3）駐車の方法に従わない駐車（道路交通法）
 - （4）車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律）
 - （5）長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律）

1 2

令和3年度第1号訪問事業における単価改正

介護予防訪問介護相当サービス（共生型サービスを含む）

令和3年度介護報酬改正に伴う、第1号訪問事業の単価改正につきましては、以下の内容です。各項目の内容は訪問介護における改定と同内容になります。（共通編の内容も含まれます。）

- (1) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- (2) 感染症対策の強化
- (3) 業務継続に向けた取組の強化
- (4) ハラスメント対策の強化
- (5) 会議や多職種連携におけるICTの活用
- (6) 利用者への説明・同意等に係る見直し
- (7) 記録の保存等に係る見直し
- (8) 運営規定等の掲示に係る見直し
- (9) 高齢者虐待防止の推進
- (10) 員数の記載の明確化

1 3

老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業」の各種届出について

老人居宅生活支援事業を開始・変更・廃止（休止）する際には届出が必要とされていますが、令和3年1月4日から介護保険法に基づく指定申請をもって、老人居宅生活支援事業の届出とみなすこととなりました（老人福祉法施行取扱規則第12条）。

そのため、介護保険法上の指定申請を行う場合は、老人居宅生活支援事業に係る届出の必要はありません。

（参考）掲載場所

○ 横須賀市ホームページ (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>)

→健康・福祉・教育→年金・保険→高齢者福祉・介護保険→老人福祉法関係（各種届出等）

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/roujinnfukusihou/roujinnfukusihoukannkei.html>)